

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）
「子育て家庭の生活の安定を図ること」について

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室（鹿沼 均室長）〔主担当〕

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること												
施策大目標 分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	の整備 雇用環境及び就業環境	支援する社会の実現 子どもの健全な育ちを	定 子育て家庭の生活の安	制整備 児童虐待等への支援体	実 母子保健衛生対策の充	自立 総合的な母子家庭等の						

施策中目標

○ 子育て家庭の生活の安定を図ること

※並列する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標 子育て家庭の生活の安定を図ること

施策中目標 子育て家庭の生活の安定を図ること

(関連施策)

特になし

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

(項) 児童手当交付金

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 児童手当制度の適正な運営を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	337,083	431,961	435,705	429,604	703
(決算額)(百万円)	(311,816)	(403,197)	(423,014)	(421,549)	

3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	出生に伴う新規認定時における出生月翌月からの支給割合（95％／平成 21 年度）	—	—	—	—	84.8%
達成率						89.3%
【調査名・資料出所、備考等】						
育成環境課児童手当管理室調べ（26 基礎自治体に対する調査）						

4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

（1）施策小目標1「児童手当制度の適正な運営を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	出生に伴う新規認定時における出生月翌月からの支給割合（95％／平成21年度）	－	－	－	－	84.8%
達成率						89.3%
【調査名・資料出所、備考等】 育成環境課児童手当管理室調べ（26基礎自治体に対する調査）						

5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。また、モニタリング対象施策に関連して平成 23 年度において新規要望を検討している事務事業等については事前評価を行いました。

評価を実施した事業は次のとおりであり、各事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

施策小目標 1 「児童手当制度の適正な運営を図ること」関係

別表 1-1 「児童手当交付金事業」（事業評価シート）

6. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

特になし

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること																	
VI-3-1	雇用均等・児童家庭局育成環境課 (子ども手当管理室長：鹿沼均)	VI-3 子育て家庭の生活の安定を図ること	VI-3-1 子育て家庭の生活の安定を図ること		＜施策中目標に係る指標＞												
					1 出生に伴う新規認定時における出生月翌月からの支給割合	95%/平成21年度	84.8% (21年度) 【89.3%】										
			施策小目標1	児童手当制度の適正な運営を図ること	＜施策小目標に係る指標＞												
				出生に伴う新規認定時における出生月翌月からの支給割合 ※施策中目標に係る指標1と同じ	95%/平成21年度	84.8% (21年度) 【89.3%】											
		評価予定表		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績【重】</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ ※総合</td> <td>実績</td> </tr> </table>		19	20	21	22	23	実績【重】	モニ	モニ	モニ ※総合	実績	備考 平成22年6月から、児童手当に代わり子ども手当が支給されることから、これに合わせて、今後、適切な指標及び施策小目標等を検討する。	
19	20	21	22	23													
実績【重】	モニ	モニ	モニ ※総合	実績													

政策評価体系上の位置付、通し番号		VI-3-1-()				
事業評価シート						
予算事業名	児童手当	事業開始年度	昭和46年度			
担当部局・課室名 作成責任者	雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室 室長 鹿沼 均					
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	児童手当法					
関係する通知、計画等						
予算体系	(項)児童手当交付金 (大事項)被用者児童手当交付金等に必要な経費、非被用者児童手当交付金等に必要な経費 <small>(目)被用者児童手当交付金、特例給付交付金、被用者小学校修了前特例給付交付金、非被用者児童手当交付金、非被用者小学校修了前特例給付交付金</small>					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：)					
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：)					
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：) ■その他（法廷受託事務により市町村が実施）					
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数 / 非常勤役員数 / 監事等 /			
	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額 官庁OB役員報酬総額			
	積立金等の額	内訳	今後の活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。				
	対象 (誰/何を対象に)	小学校修了前の児童を養育する父母等に対して児童手当を支給 (月額：3歳未満の児童一律10,000円、3歳以上の児童は第1子・第2子5,000円、第3子以降10,000円)				
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校修了前の児童を養育する父母等に対して児童手当を支給 ・支給等の事務は、市区町村（公務員は所属庁） ・支払月は、毎年6月、10月、2月 				
コスト	平成22年度予算		人件費			
	事業費	— 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	— 百万円		担当正職員	— 千円	— 人
総計	— 百万円	臨時職員他		— 千円	— 人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額			
	H19(決算額)	403,197	給付総額：886,643 地方：483,446 事業主：161,475			
	H19(決算上の不用額)	28,764				
	H20(決算額)	423,014	給付総額：911,020 地方：488,006 事業主：179,011			
	H20(決算上の不用額)	12,692				
	H21(予算(補正込))	429,604	給付総額：931,625 地方：502,021 事業主：178,594			
	H21(決算見込)	421,549	給付総額：907,041 地方：485,492 事業主：178,804			
H22予算	703	給付総額：1,220 事業主：517				
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等も)	H22予算については、22年2月、3月の2ヶ月分。					

政策評価体系上の位置付、通し番号		VI-3-1-()				
事業評価シート						
予算事業名	児童手当		事業開始年度	昭和46年度		
担当部局・課室名 作成責任者	雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室 室長 鹿沼 均					
事業/制度の 必要性	(平成22年度から、子ども手当制度に移行した)					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	なし					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	法廷受託事務により市町村が実施					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
アウトカム	予算執行率		%			
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		出生に伴う新規認定時における出生月翌月からの 支給割合	%	-	-	84.8 【89.3%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		<p>児童手当は請求者の住所地の市町村に対して認定請求を行い、認定請求日の属する月の翌月から支給されるものである。</p> <p>26の基礎自治体にご協力をいただき、児童の出生を理由として、平成21年8月中に認定請求のあった全て件数(請求却下とされた件数を除く)のうち、出生月(8月)の翌月(9月)からの支給として認定された件数の割合(支給割合)をモニタリング調査することにより、政策目標の達成状況を評価することとした。支給割合の達成水準は95%に設定した。</p> <p>モニタリング調査の結果、支給割合は84.8%であり、達成水準を下回った。出生月の翌月から支給されていない受給者については、出生した日の属する月内に申請を行わなかったものであるが、個別の理由までは把握できなかった。</p> <p>また、調査対象市町村に、申請漏れを防ぐための取組を聞いたところ、出生届を受け付けた際に児童手当の申請手続きを行うよう案内することや、出生届と児童手当の受付窓口を同一とするなどの取組を行っているとのことだった。</p> <p>平成22年度より子ども手当制度が新たに創設され、児童手当は子ども手当へと移行したところであるが、支給にかかる仕組みは児童手当制度を踏襲しているところである。したがって、子ども手当においても、子の出生等により受給事由を満たすこととなった場合においては、速やかに住所地の市町村へ認定請求の手続きを行うよう、周知徹底を図っていく必要がある。</p>				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果 的な事業とする 観点から) (担当部局案)	-				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		-				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		-				

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載